

別 紙（令和5年（ネオ）第5号 上告提起事件）

上 告 理 由 要 旨

1 本件は、新安保法制法（原判決のいう「平和安全法制整備法及び国際平和支援法」）の立法に係る内閣と国会の各行為がいずれも違憲違法であり、これによって上告人らがこうむった精神的苦痛を損害として国家賠償を請求するいわゆる「違憲国賠訴訟」である。

2 本件の争点は、(1)新安保法制法の立法に係る内閣と国会の各行為が憲法9条等に違反し、国賠法上違法か否か、(2)本件各行為によって上告人らの平和的生存権、人格権及び憲法改正決定権が侵害され、いずれも精神的苦痛をこうむり、各慰謝料が10万円に相当するか否かである。

上告人らが侵害されたと主張する権利又は法的利益は、日本国憲法の下で、個人として尊重され、平和のうちに平穏に幸福を求めて自律的に生活することができる地位であり、この法的地位を本件各行為によって侵害され、精神的苦痛をこうむったというものである。なお、新安保法制法施行後の実施行為および関連した日本の安全保障政策の変化を示す諸事実は、(2)の権利利益侵害の顕在化でありその合理的根拠となるとともに侵害の程度を増大させているものである。

3 原判決は、第1審判決と同様、上告人らには国賠法上保護される具体的権利ないし法的利益が侵害されたと認められないので、本件各行為の憲法適合性を判断するまでもなく、国賠法1条1項の違法があるとは認められないとして、上告人らの請求をいずれも排斥した。

4 原判決の要点は、以下の通りである。

- (1) 上告人らが被侵害利益として主張する平和的生存権と憲法改正・決定権については、具体的権利性が認められないとした。
- (2) 人格権中の生命・身体・精神に関する利益として的人格権と平穩生活権については、「本件各法律により、自衛隊が他国との戦争に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められないしその具体的危険が生じたとも認められない」とし、その前提として、「被害が起きる危険性や蓋然性に対する不安や恐怖の念を予見する基礎となる証拠」について、「当該被害の発生ないし被害発生の具体的危険性を客観的に裏付けるに足りるものであることを要する」（ところ、本件ではその立証がなされていない）としてその侵害を否定した。
- (3) 平穩生活権には「内心の平穩」を含み、それが法的保護の対象となる場合があるとしつつ、本件においては「代表民主制における各人の思想・信条と異なる立法がなされたことによる一般的・抽象的な精神的苦痛にとどまり、社会通念上受忍すべき」としてその侵害を認めなかった。
- (4) 主権者として蔑ろにされない権利については、それが憲法改正決定権と同義であるとし、憲法改正決定権と同様に具体的権利性を否定した。正当な手続がなされることに対する期待権については明確な理由を示さず具体的権利性を認めなかった。

5 原判決の判断には、憲法の解釈に誤りと審理不尽ないし理由不備があるとともに、本件各行為について違憲判断をしなかった点で「憲法の違反があること」に該当する。

- (1) 平和的生存権の具体的権利性を否定したことは、憲法前文2段、9条、13条の解釈を誤ったものである。「平和」の概念が一義的に定まらないというの

は社会通念ないし経験則に反する。

(2) 人格権の侵害を否定したことは、憲法13条の解釈に誤りがある上、元自衛隊統合幕僚長が具体的に武力攻撃の可能性を高い確率で予測した旨発言し、これを相当程度に裏付ける防衛省、国家安全保障会議の動きを示す公文書による立証を無視し「具体的危険が客観的に生じているとは言えない」と判断したことは、審理不尽ないし理由不備である。

(3) 憲法改正・決定権の具体的権利性を否定したことは、憲法前文1段、96条1項の解釈を誤ったものであり、関連して、人格権のうち「正当な手続がなされることに対する期待権」が法律上保護された利益と解されるか否かについて実質的判断をしなかった点は、判断遺脱・理由不備である。

(4) 新安保法制法は、集団的自衛権の行使を容認し、自衛隊の海外派遣に広く道を開くなど、「専守防衛」の範囲を超え、憲法9条に違反することは明白であるから、裁判所は違憲判断をすべきであり、これを回避したことは上告人らの裁判を受ける権利を否定したにひとしく、民訴法312条1項にいう「その他憲法の違反があること」に該当する。

6 上告裁判所としては、憲法81条、98条1項、99条に則り、原判決を破棄し、相当の裁判をすべきである。

以上